



第5章

計画の推進



1 推進体制

本計画に掲げる取り組みは、市民等、事業者、交流者及び市の4つの主体が推進母体となって、国、大分県、他の市町村、大学、関係機関と連携しながら進めていきます(図36)。

具体的には、第4章の各プロジェクトの推進に適した体制を構築して取り組みを進めていきます。また、必要な場合には、問題の範囲に応じた協議会や分科会を設けることも検討します。

広域的な対応が必要な場合、市は、国や大分県、他の市町村と協力して取り組みを進めていきます。

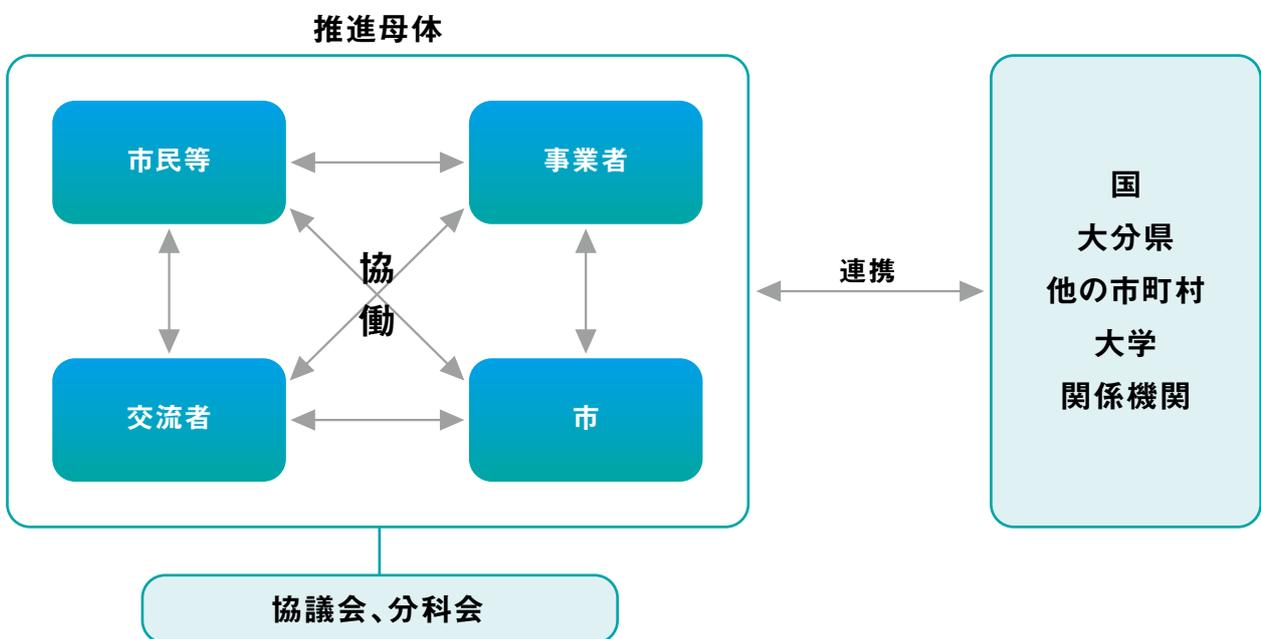


図36 推進体制

2 進行管理

本計画の推進にあたっては、環境マネジメントシステム¹の考え方を取り入れて、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(見直し)を繰り返しながら、PDCAサイクルを進めていきます。PDCAサイクルで本計画の進捗状況の点検・評価・見直しを適切に行なうことにより、継続的に由布市の環境の向上を図るものとします。

計画の進行管理は、環境審議会及び庁内連絡会議が行ないます。環境審議会及び庁内連絡会議では、施策の実施状況や計画指標の達成状況を点検・評価し、その内容をふまえて次年度以降の施策の見直しや新たな施策の検討を行なうとともに、場合によっては、計画を見直すこともあります(図37)。

1. 環境マネジメントシステム: 組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことです。

説明します。

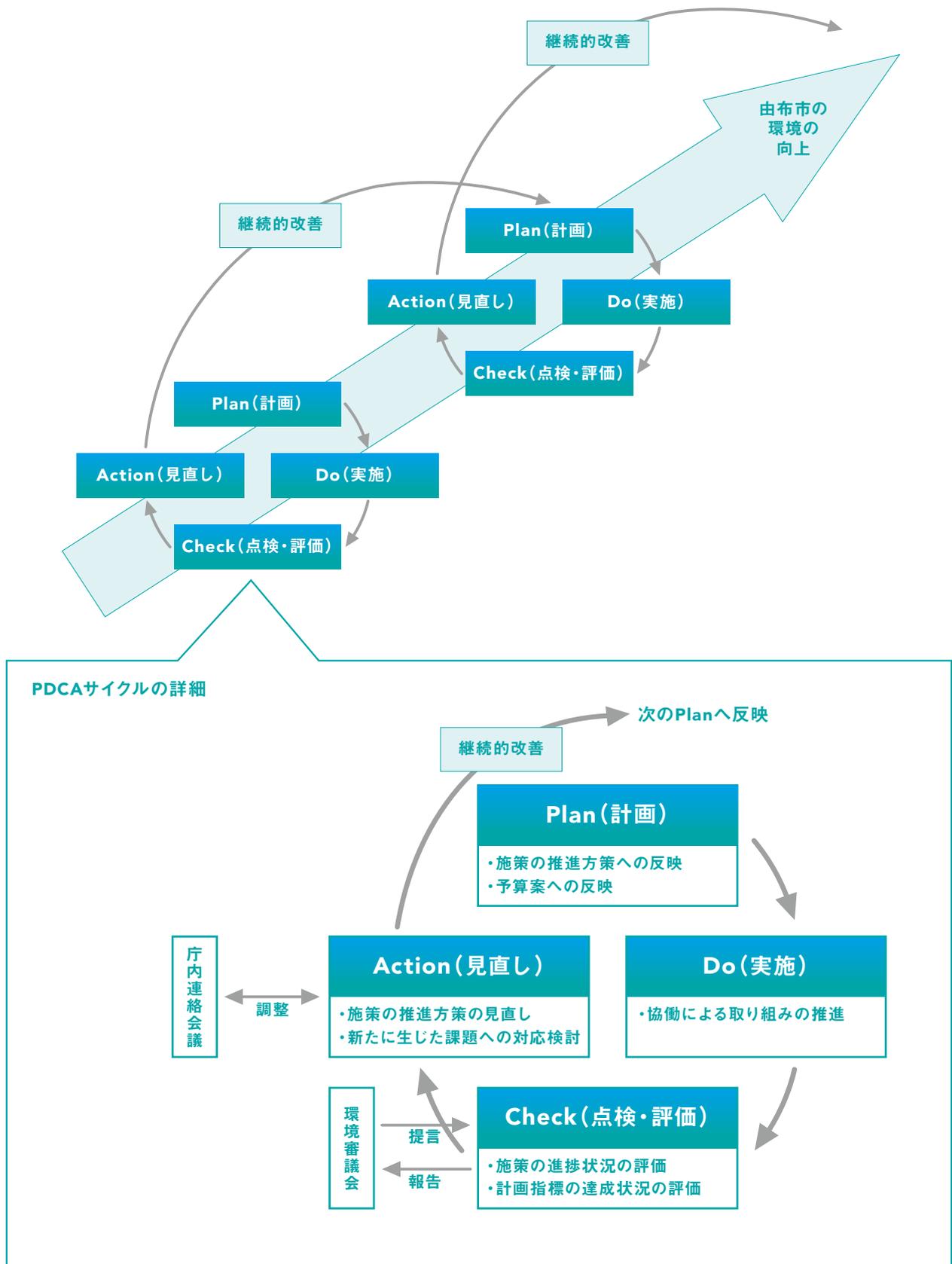


図37 計画の進行管理

(1) 環境審議会

由布市環境審議会は、学識経験者、関係機関団体、公募市民などで構成し、環境の保全・再生・創造に関する事項を調査・審議するための組織です。環境審議会は、本計画策定時にその内容を審議するとともに、計画策定後に実施された施策・事業の進捗状況について、総合的に評価し、改善点などを提言します。

(2) 庁内連絡会議

庁内連絡会議は、関係課で構成し、環境の保全・再生・創造に関する施策を調整・推進するための組織です。庁内連絡会議は、本計画策定時にその内容を調整するとともに、計画策定後に施策を推進し、その進捗状況に対する環境審議会の提言などをふまえて、施策の見直しや新たな施策の検討を行ないます。

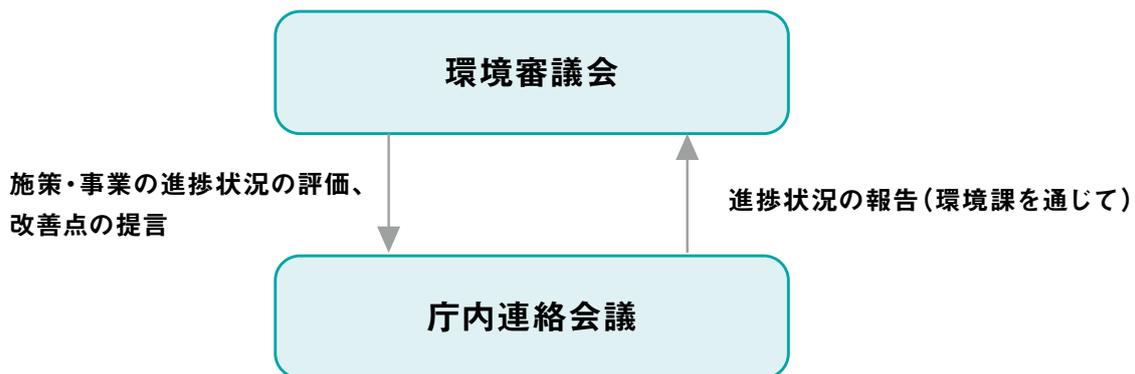


図38 環境審議会と庁内連絡会議の関係

3 財政上の措置

市は、環境の保全・再生・創造に関する施策を推進するために、財政状況を勘案し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。